

## 1-2 多数国間投資保証機関（世銀グループ）

Multilateral Investment Guarantee Agency : MIGA<sup>4</sup>

## 1. 概要

## (1) 連絡先

本部：1818 H Street, NW Washington, DC 20433 USA

Tel : +1-202-458-2538 Email : [migainquiry@worldbank.org](mailto:migainquiry@worldbank.org)

URL : <http://www.miga.org/>

東京事務所：東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル  
14 階

Tel : 03-3597-6633 Email : [miga\\_tokyo@worldbank.org](mailto:miga_tokyo@worldbank.org)

URL : <https://www.miga.org/miga-japan>

## (2) 設立・沿革

1985 年 10 月 MIGA 設立条約採択

1988 年 4 月 同条約発効により MIGA 設立

1990 年 業務開始

2010 年 11 月 同条約改正（融資単独投資および一部タイプの既存投資の保証を追加）

## (3) 加盟国

182 カ国（日本は設立時より加盟）

## (4) 目的・機能

世界銀行を構成する五機関の内、民間部門を担う一機関。世銀を含む開発金融機関の公的資金を補完し、開発途上にある加盟国への海外直接投資を促進するため、民間の投資家および金融機関に対し事業のリスク低減（非商業リスクの保証や信用補完の供与等）を行う。

## 2. 組織・機構

## (1) 総務会（Council of Governors）

- 最高意思決定機関。各加盟国任命の総務・同代理各 1 名にて構成。
- 新規加盟の承認、資本の増減、加盟国の資格停止等の重要事項を除き、その権限を理事会に委譲。

## (2) 理事会（Board of Directors）

- 設立協定および総務会の委任に基づき通常業務を運営
- 構成：理事 25 名（世銀の理事・同代理が兼務）

## (3) 総裁（President）および長官（Executive Vice President）

- 総裁は世銀総裁が兼任するが、実質的な運営は理事会が指名する長官が行う。
- 総裁：Ajay Banga（2023 年 6 月就任）  
（マスターカード CEOなどを歴任）
- 長官：俣野弘（第 7 代/ 2019 年 12 月就任）  
（前東銀リース（株）常務執行役員、元三菱 UFJ 銀行執行役員）

## (4) 職員数：非公表

## 3. 業務内容

## (1) 政治リスク保険（Political Risk Insurance）

## (a) 対象リスク

- 投資受入国政府・国有企業の契約不履行や否認
- 兌換停止・外貨送金制限
- 収用
- 戦争及び内乱

## (b) 対象となる取引等

- 対象取引：クロスボーダー投資（買収その他既存事業向けの投資（事業の拡張・近代化・改善）を

<sup>4</sup> 特に断りがない限り、MIGA の Web page に基づき作成。

含む)に係る株式取得、株主融資、株主融資への保証及び株主以外からの融資(期間1年以上に限る)とともに技術支援・監督契約、資産証券化、債券発行、リース、フランチャイズ等の契約関係も対象となり得る。

- 投資家として事業に対する長期コミットメントをすること及びホスト国における高い開発効果が要件となる。

#### (c) 保証条件

- 保証料：国、セクター、取引及びリスクを踏まえプロジェクトごとに決定。
- 保証期間：1年以上最長15年(20年となる例外的扱いあり)。
- カバー率：株式投資は投資額の90%、貸付は元本の95%、その他契約関係は支払債務の90%(例外的に95%)を上限とする。

#### (2) 信用補完 (Credit Enhancement)

- 金融機関向け、融資に対する **Comprehensive** な保証。  
(保証条件は政治リスク保険に準ずるが4点事由に限定されない)
- 政府の不履行保証 (**Non-Honoring of Sovereign Financial Obligations**) と国営企業の不履行保証 (**Non-Honoring of Financial Obligations by a State-Owned Enterprise**) の2種類を提供。
- 対象投資事業に係る支払義務につき、政府若しくは国営企業が期日通りの履行を行わなかった場合の損害を補填。

#### (3) 資本最適化 (Capital Optimization)

- 金融機関が新興国・途上国で事業を行う際に、当該ホスト国の中央銀行に対し預け入れる強制準備金に対し保証を提供。

#### (4) 小型投資プログラム (Small Investment Program (SIP))

- 金融、アグリビジネス、製造およびサービスのセクターに携わるホスト国の中小企業<sup>(注)</sup>向け投資に対し、**USD10 Million** を限度として保証を供与。
- 対象リスクは、外貨送金規制、収用、戦争及び内乱に限り、契約不履行と信用補完は対象外。期間は原則最長10年。

(注) 次の3条件のうち2つ以上を満たす企業：

- 従業員が300人以下
- 総資産額が **USD15 Million** 以下
- 年間総売上高が **USD15 Million** 以下

#### (5) 貿易金融保証 (Trade Finance Guarantees)

- 対政府・国営企業・金融機関向けのトレードローンに対する保証。
- 貿易金融の L/C 取引における国有銀行による支払不履行リスクに対する保証。

4. 保証実績 (FY2023)： **USD 27.9 billion** (保証総額)、  
**USD 6.4 billion** (年間引受額)

#### 5. 参考

- 気候変動対応：世銀グループ全体として、2021年6月には、2021~25年を対象期間とする気候変動行動計画を発表。同計画では途上国の気候変動対策への資金提供を一段と拡大すべく、MIGAは新規承認プロジェクトについて2023年7月以降は85%、2025年7月以降は100%を、パリ協定の目的と整合させつつ実施するとしている。
- **IDA Private Sector Window—IDA PSW**：IDA対象国において、MIGAによって非商業的リスクのカバーが困難な場合にIDAが基金を通じてMIGAにリスクの一部

## 10 I. 国際金融機関 IMF・世銀グループ MIGA

を補填するもの。ファシリティの総額は **USD0.5 billion**。

- ウクライナ支援：2023 年、日本政府からの **USD23 Million** の初号拠出を受けウクライナ復興・経済支援信託基金（**SURE**）を創設。他ドナーの支援も含め、ウクライナの復旧及び復興における民間部門の支援を開始。

## 6. 日本企業の海外事業との関連性

- ポリティカルリスクが高いと認知されるホスト国における高い開発効果（インフラ整備、資源等大型投資、新規産業創生等）が期待されるプロジェクトにおいて、株式投資、株主ローンに対する保証機能を利用して投資リスクを低減させることが可能。
- また、プロジェクト組成において、ホスト国政府との契約における契約不履行リスクなどに対するリスクヘッジについても活用可能。
- 資源関連のほか、エネルギー、通信、運輸、水等インフラ分野に加え、金融、農業ビジネス、製造・サービス、観光などを支援対象のセクターとしている。
- 日本企業は比較的同期間内でもプレゼンスが高く、毎年変動するもののポートフォリオの 1 割程度を日本企業との案件が占める。
- 案件のホスト国が理事会を構成していることに加え、世界銀行の各新興・途上国政府への強いレバレッジを活用し、リスク事象発生時に問題解決が図れることも他の保証と比して優位性を有する。